病床機能報告制度の医療機能の「今後の方向」に関する条文

- ※ 現在、国会に提出している「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の関係法律の整備等に関する法律案」による改正後の医療法の条文
- 第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有する もの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域にお ける病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるとこ ろにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令 で定める区分(以下「病床の機能区分」という。)に従い、次に掲げる事 項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなけ ればならない。
 - 一 厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。) におけ る病床の機能(以下「基準日病床機能」という。)
 - 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の 機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)
 - 三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日 後病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令 で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床 機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。 3~6 (略)
- 第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この条において「関係者」という。)との協議の場(第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。)を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 · 3 (略)

- 第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等(以下この条及び次条において「報告病院等」という。)の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項(以下この条において「理由等」という。)を記載した書面の提出を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。
- 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求め があつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の 厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都 道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることが できる。
- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求め があつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をす るよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の 内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病 院等(第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。)の開設者又は 管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の 規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変 更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。